年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）をいう。第十八条において同じ。）第八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいう。以下この条において同じ。）第八十二条第二項に規定する職務等による旧職域加算障害給付又はなお効力を有する改正前準用国共済法第八十九条第三項に規定する旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は遺族厚生年金の支給を受けるときは、当分の間、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）別表第一第一号及び第二号の規定は、適用しない。

（退職等年金給付に関する規定を適用しない者に関する経過措置）

第十七条　当分の間、私立学校教職員共済法の退職等年金給付に関する規定は、同法第十四条第一項に規定する教職員等のうち、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第二十四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者としない者については、適用しない。

2　社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令第三条の規定は、私立学校教職員共済法の退職等年金給付に関する規定の適用について準用する。

3　第一項の規定により私立学校教職員共済法の退職等年金給付に関する規定を適用しないこととされた同法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の同法による掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、千分の三十から千分の百二十までの範囲内において、同法第四条第一項に規定する共済規程で定める。

（準用する国家公務員共済組合法の改正に伴う経過措置規定の技術的読替え）

第十八条　私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により国共済経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、場合においては、次の表の上欄に掲げる国共済経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十五条第一項	附則第七十九条に	附則第三十七条第一項に
	平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法第二十五条において準用するお効力を有する改正前国共済法（以下「なお効力を有する改正前準用国共済法」という。）第七十八条の二第一項	なお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第一項に規定する一年を経過した日が施行日前にあり、かつ、施行日においても同項の規定による申出を行っていない者に限る。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金（その同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第八十条の二第一項	なお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第一項若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第八十条の二第一項
第二十五条第二項及び第三項	附則第七十九条	附則第三十七条第一項から第三号まで
第二十七条第一項	及び第三号	、平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間及び平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間並びに

第二十七条第二項	附則第十一条第一項第三号	附則第十一条第一項第一号又は第二号
第三十四条第一項	私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者	国家公務員共済組合の組合員若しくは地方公務員共済組合の組合員
第三十七条第五項第三号及び第六項第三号	なお効力を有する改正前準用国共済法	なお効力を有する改正前国共済法

（経過措置に関する文部科学省令への委任）

第十九条　第十二条から前条までに定めるもののほか、平成二十四年一元化法及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十八号）の実施のための手続その他これらの法律の施行に伴う経過措置（文部科学省の所掌に属するものに限る。）に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（私立学校教職員共済組合法施行令等の一部改正に伴う経過措置）

2　平成二十七年度における第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十四項の規定の適用については、同項中「率とし」とあるのは「率（同項第一号に掲げる給付に係るものにあつては同項第七号に掲げる給付に係る率、同項第二号に掲げる給付に係るものにあつては同項第八号に掲げる給付に係る率、同項第三号に掲げる給付に係るものにあつては同項第九号に掲げる給付に係る率、同項第四号に掲げる給付に係るものにあつては同項第十号に掲げる給付に係る率、同項第六号又は第十三号に掲げる給付に係るものにあつては同項第十二号に掲げる給付に係る率）とし」と、「率とする」とあるのは「率（同項第五号に掲げる給付に係るものにあつては、同項第十一号に掲げる給付に係る率）とする」とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
法務大臣　上川　陽子
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

平成二十七年八月二十四日から同月二十六日までの間の暴風雨による三重県多気郡大台町及び北牟婁郡紀北町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令を、ここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百四十九号

平成二十七年八月二十四日から同月二十六日までの間の暴風雨による三重県多気郡大台町及び北牟婁郡紀北町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。